

もしも入院することになつたら・・・



一般社団法人 北海道医療ソーシャルワーカー協会

ホームページ <http://www.hmsw.info/>

もしも入院することになったら

①入院時の携帯品について

- 健康保険証
 - 印鑑
 - 日用品（タオル、洗面用具、着替えなど）
 - 服薬中のお薬・お薬手帳
 - 各種医療受給者証（指定難病・重度心身障がい者医療費受給者証など）
 - 介護保険証、介護保険負担限度額認定証
 - 担当ケアマネジャーのお名前、連絡先が分かるもの（名刺）（お持ちの場合）
- 詳しくは、入院先の医療機関にお問い合わせください。



②入院時の連絡について

- 緊急連絡先や身元保証人・連帯保証人の確認
- 入院先の医療機関に何が必要か確認して、あらかじめ保証人などになってくれる方を検討しておきましょう。

③医療費について

A 高額療養費の事前申請（高額療養費限度額適用認定証）ができます。入院をして医療費が高くなると予想される方は、あらかじめ高額療養費限度額適用認定証の交付を受け、入院時に提出していただくと、医療費の支払いが軽減される場合があります。自己負担額は所得によって異なります。

申請先 → 国民健康保険 …… 各市町村窓口
協会けんぽ …… 全国健康保険協会
組合・共済 …… 各健康保険組合、共済

B 70歳以上の方で非課税世帯の方は、各市町村に申請をすると医療費自己負担額や食費が軽減されます。

申請先 → 各市町村窓口



④傷病手当金について（協会けんぽ・組合・共済に加入している方）



病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

入院中に起こりうること

① 病状説明について

医師などから病状説明を受ける際は質問内容をメモしておくと良いでしょう。
看護師や医療ソーシャルワーカーに事前に相談するのも良いでしょう。



② 身体障害者手帳について

例えば、「手術して人工関節になった」、「ペースメーカーを挿入した」などの場合、以下のA～Cの制度を検討してみましょう

A 身体障害者手帳

事故や病気により身体に一定以上の障害が残った際に、国で定めた障害の状態にある方は、身体障害者手帳の申請ができます。等級により医療費や交通費の助成・税金の控除などを受けることができます。

申請先→各市町村窓口

B 障害年金

事故や病気により身体に一定以上の障害が永続的に残り、一定期間が経過した場合、年金事務所あるいは区役所へ障害年金の申請ができます。障害の状態、年金の加入歴などに基づく審査により受給の可否が決定します。

申請先→各市町村窓口（国民年金）

年金事務所（厚生年金）など

C 各種手当

障害児福祉手当、特別障害者手当、在宅重度心身障害者手当、特別児童扶養手当など、重度の障害を持って在宅で生活している本人や家族を対象に、経済的な援助を受ける事ができる手当があります。

申請先→各市町村窓口



③ 難病について

医療費助成の対象となるか確認してみましょう



難病と呼ばれ、国や北海道で定められた疾患に関しては、調査・研究、医療費の助成が行われています。認定された場合は、それぞれの制度で医療費の自己負担額が変わりますが、負担は軽減されます。ホームヘルプサービスなどの利用もできる場合があります。

退院後の生活を見通して

① 日常生活に介護や支援が必要になったら

介護保険の申請を検討しましょう

ホームヘルプサービスやデイサービスを利用して、日常生活のケア(入浴介助・

家事援助など)を受けたり、ショートステイが利用できます。

また、住宅改修(手すりの取り付け、段差解消など)や福祉用具の購入レンタルをすることができます。

申請先 → 各市町村窓口

〈対象は?〉

A 65歳以上の方で要支援、要介護状態と認定された方

B 40歳から64歳までの方で国の定める16種類の病気と診断され、

要支援、要介護状態と認定された方が利用できます。

〈利用方法は?〉

各市町村窓口に要支援・要介護認定の申請をし、認定調査を受けてください。

要支援・要介護に該当になった場合は、ケアマネジャーに相談をし、ケアプランを立てます。利用できるサービスは、介護の必要な状態によって変わります。

相談先 → 要支援1~2の場合 ····· 地域包括支援センター

要介護1~5の場合 ····· 居宅介護支援事業所



② 療養先について

自宅へ退院することが困難な場合は、他の病院への転院や福祉施設への入所という選択肢もあります。

③ 退院後の通院について

入院中の病院を退院する場合は、退院後の通院先について事前に相談しておきましょう。通院が困難な場合は、訪問診療を利用できる場合があります。



④ 退院後のリハビリテーションについて

退院後もリハビリテーションを希望する場合は、病院の外来でリハビリテーションを受けたり、介護保険の認定を受けている方は、介護老人保健施設の通所リハビリテーションを利用することができます。通うことが困難な場合は訪問リハビリテーションを利用することができます。

⑤退院後の食事の内容について



退院後の食事について、退院前に入院先の医療機関に相談しておきましょう。出来上がった食事を自宅まで宅配してもらう「配食サービス」もあります。糖尿病食や腎臓病食などに対応しているところもあります。
※配食サービスは市町村によって、一部費用の助成などを受けられる場合があります。

困った時は、

医療ソーシャルワーカー(MSW)に
※Medical Social Worker
相談してみましょう。



医療ソーシャルワーカーは、医療機関や介護老人保健施設などの保健医療機関において、社会福祉の立場から患者さんやその家族の方々の抱える経済的・心理的・社会的问题の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行います。

具体的には、

- 療養中の心理的・社会的問題の解決、
調整援助
- 入退院援助
- 社会復帰援助
- 受診・受療援助
- 経済的問題の解決、調整援助
- 地域活動
- 両立支援
- 復職、復学の支援

以上を行います。お気軽にお声かけください。

一般社団法人 北海道医療ソーシャルワーカー協会

主な活動

研修事業 | 患者様により良い支援ができるよう、ソーシャルワーク実践の更なる研鑽を行っております。

広報活動 | ホームページ、情報誌ぱぶりけーしょん、フェイスブック等で当協会の活動をお知らせしております。

地域活動 | 地域講話などで地域の皆様の相談を受け付け、一緒に解決方法について考えます。

memo

一般社団法人 北海道医療ソーシャルワーカー協会

〒064-8506 札幌市中央区南4条西10丁目 北海道難病センター内 TEL・FAX 011-563-7229